

有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況に係る資料作成 及び公表方法等について（案）

1 経緯

2021(令和3)年4月に「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(以下「特別措置法」という。)が改正施行され、有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況について公表することが追加された。

2 法律上の位置づけ

(1) 根拠条文

委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。
【特別措置法第25条第3項】

(2) 留意事項

有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況の公表に当たっては、有明海及び八代海等における環境等の変化の原因・要因、再生の方策が分かりやすいものとなるよう十分に配慮すること。【附帯決議(衆議院・参議院)から関係箇所抜粋】

3 作成方針

以下の①及び②を作成し、併せて公表用資料とする。

- ①有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況(令和〇年度)(構成イメージ参照)
- ②有明海及び八代海等における環境等の変化の原因・要因、再生の方策について、当該年度に情報更新があった箇所をもとに整理したもの。

4 公表方法

委員会での承認を得た上で、年度初めにホームページへ掲載(有明海・八代海等総合調査評価委員会のページを想定)

5 その他

事務局(環境省)において、委員会での議論の進捗状況に関し、関係者(関係県や漁協等)に対する説明の機会を設けるよう努めるものとする。

※中間取りまとめや委員会報告等の節目には、パンフレットの作成等も検討する。

令和〇年〇月〇日
有明海・八代海等総合調査評価委員会

令和〇年度 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況について

※前段として、各年度における委員会での審議概要を記載

令和〇年度においては、令和8年度報告に向けた〇〇を行う予定となっており、そのための作業を進め、主に〇〇の審議を行いました。

[委員会での審議状況（令和〇年度）] ※後段として、各回の審議状況を表形式で記載

開催委員会	委員会での審議事項	委員会による審議結果
第〇回水産小委員会 [水産小委の開催] (令和〇年〇月〇日)		
第〇回海域小委員会 [海域小委の開催] (令和〇年〇月〇日)		
第〇回評価委員会 (令和〇年〇月〇日)		

有明海及び八代海等における環境等に関し、

- ・変化の原因・要因
- ・再生の方策

に対する審議内容について、当該年度に情報更新があった箇所をもとに整理したものを添付。